

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 6 年 4 月総会議事録

期 日 令和6年4月10日(水)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和6年4月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(13人)

1番 田所 義信	2番 中島 隆	3番 藤川 航
4番 西山 一郎	5番 松江 勇治	6番 宗吉 弘行
7番 星野 宗広	8番 中村 明	9番大内田 峰夫
10番 原口 友博	11番 山下 理江	12番 原 健治
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(人)

農地利用最適化推進委員(人)

4、本会事務局 局長 森本幸吉 係長 三浦 竜治 主任主事 早川 城治

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●番 ●●、 ●番 ●●

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 非農地証明願いについて 1件

報告第1号 農地法第3条許可後及び農地転用許可後の現地状況調査について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)について

報告第3号 令和6年度最適化活動の目標設定について

その他

事務局長 (自己紹介)
それでは定刻となりましたので、ただ今から川崎町農業委員会、令和6年4月総会を開催いたします。
では、会長よりご挨拶をお願いします。

会長
事務局長 (会長あいさつ)
会長ありがとうございました。
本日は農業委員13名中13名の出席があり、全員出席いたしますので、総会は成立しております。
また、推進員さん6名中6名の出席であります。
これより議事を行いたいと思います。
議長は会議規則第4条の規定により会長をお願いいたします。
それでは会長をお願いします。

会長
はい。
それでは議事に入ります。
議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。
議事録署名人は議長において指名することに、ご異議ございませんか。

全会
員長
はい。
はい。
異議なしと認め議事録署名委員は、●番●●委員、●番●●委員
をお願いいたします。
では議案に入ります。
議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明方をお願いいたします。

係長
はい。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号1、譲受人、住所、佐賀県鳥栖市牛原町●●番地の●、氏名、●● 年齢●●歳、家族構成 人員4、農主1農従1、耕作面積はありません。
農機具の状況としましては、トラクターやコンバインなどを義理のお父さんが持っているということです。
続きまして譲渡人。
川崎町大字川崎●●番地の●、氏名●● 年齢●●歳
家族構成 人員1 農主農従はありません。
自作地、1450㎡、トータル1450㎡です。
土地の所在、大字安真木字中ヶ坪。
地番、3720番、地目、田、地積1450㎡、通作時間、車で60分。
申請理由としましては、生前一括贈与です。
この議案は、●●氏、名義の農地を息子さんの●●氏への生前一括贈与するものです。
現在●●さんは、●●在住ですが、農繁期には、いつも帰ってきて、父のこの農地と妻の父の農地と一緒に耕作しているとのこと

でした。

3ページの写真をご覧ください。

●●さんの、農地を赤でくくってありますが、その右隣の農地2つが●●さんの農地でありまして、●●さんが妻の父ということになってます。

いつも妻の父の田んぼと一緒に作っているということでした。

3月27日に●●委員と、●●委員と現地確認に行ってきました。

2ページに位置図、3ページに航空写真をつけています。

よろしく願います。

議 長

はい。

事務局の説明ありましたが、現地確認した●●委員補足説明をお願いいたします。

●● 委員

議長。

議 長

はい。

●● 委員

3月の21日に●●委員、それから事務局と現地確認をいたしました。

議案書の3ページの写真のように綺麗に整備されたところがございます。

生前一括贈与で問題ないと思います。

以上です。

議 長

はい。

ただいま事務局の説明、及び●●委員の補足説明が終わりましたが、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

ないですか。

委員 全員

はい。

議 長

ではないようですのでお諮りいたします。

議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい。

ありがとうございました。

賛成多数ですので、議案第1号番号1、農地法第3条の規定について、許可申請については、原案通り承認といたします。

議 長

続きまして議案第1号番号2農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明方をお願いいたします。

係 長

はい。

議案第1号番号2 農地法3条の規定による許可申請について、申請人住所、川崎町大字川崎●●番地の●●

氏名 ●●、年齢●●、家族構成人員2 農主1 農従はありません。

耕作面積、自作地、4904㎡。

ここに書き損ねてましたけれども、うち、共有名義の土地が3961㎡あります。

貸付地はありません。

合計 4904 m²、農機具の状況は、トラクター、コンバイン、田植え機等を持っています。

続きまして譲渡人。

住所、千葉県松戸市栄町 4 丁目●●番地の●●、 年齢●●歳

家族構成人員 3 農主農従はありません。

自作地のところちょっと書き損じまして。

3961 m²の共有名義の土地があります。

農機具の状況はありません。

土地の所在、大字川崎字横枕 地番●●番●。

地目、田、地積 3961 m²、通作時間徒歩 5 分。

申請理由、生前一括贈与となっています。

この議案は、●●氏と息子の●●氏の共有名義の農地がありますが、息子さんの●●氏が病気でこっちに帰ってくることができなくなったため、●●氏分の持ち分を生前一括贈与にて、父●●氏 1 人の名義にしたいとのことで、3 条申請となりました。

3 月 27 日に会長と●●委員とで現地確認できました。

5 ページに位置図、6 ページに航空写真をつけています。

よろしくお願いいたします。

議 長

はい。

事務局の説明終わりました現地確認した●●委員、補足説明お願いいたします。

●● 委員

はい。

ご説明いたします。

3 月の 21 日に会長と、事務局と一緒に確認いたしました。

この●●さんの子供さんが、千葉県におられて、こちらの方に帰ってくる予定がないということで、●●さん 1 人の名義にしたいということで、特に問題はないかと思えます。

以上です。

議 長

はい。

ただいま事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

●● 委員

これ、でも 1 回お父さんだけの名義にするじゃないですか。

お父さん亡くなったらもう 1 回子供に帰ってくるんじゃない。

相続で。

議 長

この方が長男坊でね。

千葉県の方におるんだけどもう帰ってこれんと。

それで近くにいる次男と一緒に耕作してくれようけどね。

●● 委員

はい、わかりました。

議 長

ほかご意見ないですかね。

ではないようですのでお諮りいたします。

議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい。

ありがとうございます。

賛成多数ですので、議案第 1 号番号 2、農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案通り承認といたします。

続きまして議案第 1 号、番号 3 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明方お願いいたします。

係 長

はい。

議案第 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 3 譲渡人、川崎町大字安真木●●番地の●●。

氏名、●●年齢●●、家族構成人員 2、農主農従はありません。耕作面積、自作地 3507 m²。貸付地 2882 m²、合計 6389 m²です。

農機具の状況としましてはトラクター、田植え機 噴霧器などがあります。

譲渡人 福岡県古賀市薦野●●番地 氏名 ●● 年齢●●歳

家族構成 人員 2 農主農従はありません。

耕作面積 3750 m²で、合計 3750 m²です。

農機具の状況は何も持っていません。

土地の所在 大字安真木字野添、●●番、●●。

地目が田 地積 2083 m²。通作時間徒歩 5 分。申請事由は売買です。

この議案は、●●氏の農地を売買により●●氏に売るものでございます。

●●さんは、●●市に住んでいて、今まで●●さんに小作をしてもらっていたんですが、●●氏がもう農地はつukれないということで、誰か作ってくれる人がいないか、ないしは買ってくれるがないかということで探している時に、●●さんと話がついて、3条申請という形になりました。

3月27日に●●委員と●●委員とで一緒に現地確認に行ってきました。

8 ページに位置図、9 ページに航空写真をつけています。

よろしくお願いいたします。

はい。

議 長

事務局の説明終わりましたが、現地確認した●●委員補足説明をお願いいたします。

●● 委員

はい。

3月27日に、事務局と一緒に現地確認を行いました。

ここはですね一昨年まで、地元の方がですね、耕作していましたが、もうできないということで、去年休耕になっておりました。

で、草刈等がですね遠くから来るのが大変だからということで、●●さんが隣の田んぼを持ってるわけで、売却の話がついたと聞いております。

地元の方がですね、耕作するっていうことは非常にいいことだと思っておりますので、これでいいと思います。

以上です。

議 長

はい。

ただいま事務局の説明及び●●委員の説明が終わりました。
質疑のある方よろしくお願いいたします。
ないですか。

じゃないようですのでお諮りします。

議案第1号番号3、農地法第3条の規定による許可申請について承認することに賛成の方 挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので、議案第1号番号3、農地法第3条の規程による申請については原案通りといたします。

続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局説明方をお願いします。

係 長

はい。

議案第2号、農地法5条第1項の規定による許可申請について。

番号1、譲受人住所、田川市平松町●●番●●号、●●氏名、●●。

譲渡人、住所、川崎町大字池尻●●番地の●●

氏名 ●● 土地の所在大字池尻字扇ノ前 地番●●番●●、地目、現況畑、登記地目雑種地、地積 253 m²、申請理由、贈与、申請目的、一般住宅を建てます。

この議案は、●●氏が、叔父である●●氏より、土地を贈与により譲り受け、家を建ててるものであります。

登記地目は雑種地ではありますが、現況が畑として課税されているため、5条申請となりました。

3月26日に●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。

11 ページに位置図、12 ページに航空写真をつけています。
よろしくお願いいたします。

議 長

はい。

事務局の説明終わりました現地確認を行った●●委員説明をお願いいたします。

●● 委員

今言われた通りに、3月26日に、3時半過ぎに、●●委員と事務局とで現地を確認いたしました。

現状畑みたいなところで、別に問題ないんですが、この●●先生と●●さんと……●●さんの奥さんと●●さんの多分、お父さんと思うんですよ。兄弟関係になるんで。

どういうのは問題ない。

別に何か田んぼでもないし、全然問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

はい。

事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりましたが、何か質疑のある方挙手をお願いします。

●● 委員

はい。

2点あります。まず、1点 申請者の名前は、●●さんですか？

係 長 はい。そうです。
 ●● 委員 はい。
 それともう一つですね、ちょっと基本的なことなんですけど、登記が雑種地でも、現況畑の場合はこの申請が必要ですか。

係 長 はい。
 必要です。
 県の方に確認しまして前回は雑種地があって、登記地目が雑種だったんですけども、一応許可がいるということで、3条申請をやってます。
 現況が農地であればっていうようなことでした。

●● 委員 これは転用後は何になるわけですか。雑種地ですか。
 係 長 いや、今度は一般住宅だから宅地登記になります。
 議 長 いいですか。
 もう本来なら私なら農業委員会関係なく、そのままね、雑種地は登記変更できるんですけど、現況が畑ということで、農業委員会の許可が必要だということです。
 ●● 委員 いいですか。
 係 長 はい。
 私の所にもありますけど。
 ただうちは山林を畑とか、してますけど、その場合もいるわけですかね。

係 長 何か他のものに変えるということですかね、
 ●● 委員 雑種地を例えば宅地にするとか、
 今畑にしてるけど、あれとか言う場合は。

係 長 そうですね。
 議 長 はい。
 現況が農地であれば、すべて許可が必要というふうなことで。
 いいですか ではお諮りします。
 議案第2号番号1 農地法5条の規定による許可申請について承認することについて賛成の方は挙手をお願いします。
 はいありがとうございます。
 賛成多数ですので議案第2号番号1、農地法第5条の規定による許可申請については、承認とし県へ進達いたします。
 続きまして、議案第3号番号1 非農地証明について事務局説明方お願いいたします。

係 長 はい。
 議案3号、非農地証明について、番号1、申請人、住所、川崎町大字川崎●●番地の●●、氏名 ●●。
 土地の所在、大字川崎字西山 地番●●番●●、地目、田
 現況、宅地、地積153㎡。
 申請理由、20年以上前より、宅地として課税されていて、農地への復旧が困難であります。
 この議案は、16ページをご覧ください。
 16ページのように、もう現在、倉庫が20年前により建ってい

まして、宅地として課税されております。
もう、農地への復旧がとても困難な状況であります。
3月27日に、●●委員と●●委員とで、現地確認に行ってきました。

14ページに位置図、15ページに航空写真、16ページに現況写真をつけています。

よろしく願いいたします。

議 長

はい事務局の説明が終わりました現地確認した●●委員、補足説明をお願いします。

●● 委員

はい。

3月27日に、●●委員と事務局で、確認して参りました。

現地は、●●さんの自宅横の隣、農業倉庫でして、これが宅地として課税されており、農地への普及が、困難であるということ
で、特に問題はないかと思えます。

議 長

はい。

ただいま事務局の説明及び●●委員の補足説明について質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第3号番号1 非農地証明願いについて承認する方は挙手をお願いいたします。

はい。

ありがとうございます賛成多数ですので、議案第3号番号1 非農地証明願いについては原案通り承認といたします。

それでは報告1号、農地法第3条許可後及び農地転用許可後の現状調査について事務局説明方お願いいたします。

係 長

はい。

この報告はですね、令和5年度、農業委員会が認めた、3条から5条の申請の許可が出た物件の現在の状況であります。

今まで現況調査については、総会が終わって現地確認に行っていました
が、私の把握不足で、今回、現地確認の方に行く手続き手配の方が
できませんでしたので、報告だけさせていただきたいと思えます。

では、報告1号、番号1、●●については、令和5年11月10日に合意解約が出て
ますので、省かせていただきます。

続きまして、番号2、譲受人、●●、許可年月日、令和5年5月10日。

土地の所在は省かせていただきます。

契約の種類は、売買です。

現在、イチジクの苗を植樹をしています。

20ページに現況写真を今つけていますので、ご確認の方お願いいたします。

ちょっとわかりづらいかもしれませんが、小さな木がたっているのが確認できる
と思えます。

こういう状況で農地として利用されていることが確認できました。

続きまして3番と4番は譲受人が一緒ですので、同時説明させていただきます。

譲受人、有限会社、●●代表取締役、●●。

許可年月日、令和5年9月8日。

土地の所在は省略させていただきます、契約の種類は売買です。

現地の状況は、21ページに現況写真をつけています。

ご覧のようにちょっと写真を見てもわかりにくいと思うんですけども、田んぼが終わった2月20日に確認しましたけれども、荒れた状況はありませんでした。

農地として耕作されています。

続きまして、番号5、譲受人、●●、許可年月日、令和5年9月8日、土地の所在は省略させていただきます、契約の種類、父から子への生前一括贈与です。

現状の写真の方が、22ページにつけていますが、現状を変わりがなかったので、父から子への生前一括贈与ということもあり、申請時の写真をそのまま付けています。

耕作が続けられているものだと思います。

続きまして、18ページの方、お願いいたします。

18ページ番号6譲受人、●●、許可年月日、令和5年10月11日、土地の所在は省略させていただきます、契約の種類としては、他人からの贈与となっています。

現地、2月20日に確認してきましたが、耕作が未着手のようでしたので、その総会時の現況写真と変わらなかったのもそのまま総会時の写真をつけています。

議 長
●● 委員
議 長
●● 委員

はい。

ちょっといいですか。

はい。

3月39日に、言い訳ですがとりあえず草は刈りました。報告しておきます。

係 長

はい。

続きまして、7番と8番目。

譲渡人が一緒の方ですので一緒に説明させていただきます。

譲受人、●●、●● 許可年月日、令和5年11月10日。土地の所在は省略させていただきます。

契約の種類は、父から子への生前贈与です。

現在の状況は、この農地は●●委員さんが耕作されているのでしたかね。

●● 委員
係 長

はい。

●●氏の農地を委員さんの耕作者が決まっています。ので、これも2月に現地確認しましたが、代わり映えがなかったので、総会時の航空写真をつけさせていただきます。

続きまして9番。

番号9、譲受人、●●、許可年月日、令和5年12月8日。

土地の所在を省略させていただきます。

契約の種類。他人からの贈与となっています。

現状の確認の方は、写真を25ページにつけていますが、ちょっと写真はわかり難いですが稲を刈った後の状況ですので、2月20日に確認したので、こういう状況になってます。

総会時の状況と変わりありませんので、耕作されるものだと思います。

続きまして、番号10譲受人、●●、許可年月日、令和5年12月8日。土地の所在は省略させていただきます。契約の種類は、兄から弟への贈与となっています。令和6年2月の20日に現地確認に行きました。26ページに現況写真をつけています。ご覧の通りこれも見ても荒れた様子ではないのでそのまま耕作されるものと思います。

続きまして番号11、譲受人、●●、許可年月日、令和5年12月8日。土地の所在については省略させていただきます、契約の種類は売買となっています。この案件につきましては、27ページに現況写真をつけていますが、ご覧になってわかるように、荒れ果てた草ぼうぼうだったところが、一応もう草刈をされて、あとは耕すだけの状況となっていることが確認できると思います。ということで耕作準備中で、これはもうきちんと耕作されるものと思われます。

続きまして番号12、●●、許可年月日、令和6年1月10日。土地の所在は省略させていただきます、契約の種類は叔父さんから甥御さんへの贈与となっています。

こちらの方も現地確認したところ、代わり映えがなかったので、総会当時の現況写真を28ページに、つけています。

これも耕作されるものと思われています。

続きまして、番号13番、譲受人、●●、許可年月日、令和6年2月9日。土地の所在は省略させていただきます、契約の種類、こちらは、祖母から孫への贈与となっています。

こちらも2月20日に現地確認に行きました。

29ページに総会時の写真をつけていますが、変わりがなかったので、耕作の準備をされるものと思われます。

続きまして、番号14譲受人、●●、許可年月日、令和6年3月8日土地の所在は省略させていただきます。

契約の種類、売買 地目 畑で、現状の確認は、2月28日に確認しています。

30ページに写真をつけています。

こちらも総会時と代わり映えがなかったため総会の写真をつけています。きちんと耕作されていました。

続きまして、ずっとめくっていただきまして、31ページをお願いいたします。

4条の部分になり、農地法4条の許可後の状況についてです。
番号1、氏名 ●●、許可年月日、令和5年10月25日、土地の所在は省略させていただきます、転用目的は育苗施設ということで、現在の状況については、工事中でした。
進捗状況もきちんと提出されており、工期の変更承認申請書を出されて、令和7年の7月31日までの工期延長が許可されています。現況写真を32ページの方につけています。
こちらの方も、余裕を見た工期になってますので、きちんと育苗施設として埋め立てされるものだと思います。
続きまして、33ページから農地法5条の許可後、事業の状況についてご説明していきます。

農地法5条の転用について、番号1番、●●、許可年月日、令和5年5月25日、土地の所在を省かせていただきます。
転用目的は資材置場となっています。
こちらの方を、35ページに現況写真をつけています。
工事の進捗状況は3ヶ月後の報告が提出済みです。
まだ写真を見てわかるように工事の方が進んでない状況ですので、工事が終わり次第、完了申請の方を出していただきたいと思っています。

番号2、転用者、●●、許可年月日、令和5年。すいません。これ5月26日としてますが、6月26日の誤りでした。
訂正のほうお願いしときます。土地の所在は省かせていただきます、転用目的は一般住宅となっています。現在工事中で工事の進捗状況は、3ヶ月後の進捗状況については、提出済みです。
現地写真を36ページにつけていますが、ほぼもう完成している状況ですのであともう少しじゃないかと思われます。
工事完了次第、完了報告書の方を提出していただくよう。言ってます。

続きまして番号3、転用者氏名、●●、許可年月日、令和5年8月31日。土地の地番については、詳細について省かせていただきます。転用目的としては集合住宅。
こちらも現在、2月20日の日に確認しましたが、37ページに写真をつけているように、また基礎工事をやっている状況でした。進捗状況の3ヶ月後の部分については、未提出でしたので、3月11日に進捗状況を提出するように連絡入れています。

続きまして番号4、転用者氏名 ●●、許可年月日、令和5年9月の25日、土地の所在については省かせていただきます。転用目的は資材置場となっています。こちらの物件に関しましては、もう工事完了したということで、38ページの写真を見ていただければわかるように、もう綺麗な形の状況になっています。こちらはもう完了し、進捗状況も、完了報告書出ています。

続きまして、番号5、転用者氏名 ●●、許可年月日、令和5年11月27日。土地の所在については省略させていただきます。

転用目的が資材置場兼駐車場ということでした。こちらも39ページの写真を見てもらえばわかるように、まだ工事中というところで、進捗状況の3ヶ月に提出するのがまだ出てません。3月の11日に進捗状況を出すように連絡を入れています。

続きまして、番号6転用者氏名、株式会社、●●、許可年月日、令和5年12月25日。土地の所在については省かせていただきます。転用目的は駐車場となっています。転用目的は、販売者の駐車場ということですね。40ページに写真をつけていますが、これは工事まだ未着手ということで、3ヶ月経った後の進捗状況の方も提出していただけない状況でありますので、3月11日に工事の進捗状況について提出してくださいということで連絡を入れています。

続きまして34ページめくってもらってよろしいでしょうか。

番号7、転用者氏名、●●。転用目的は店舗兼駐車場です。こちらの物件についてはですね、この議案書を作ってる段階では、まだ県から許可出ていませんでしたが、県からの許可の方が、令和6年3月25日付で、先日届きましたので、こちらの方はまた後日確認してから報告したいと思っています。

農地法3条から5条の許可後の状況については以上です。

議長

はい。

報告第1号、許可後の農地転用許可後の現地状況ということで、ただいま事務局から説明がありました。

この件については報告報告だけでするので、お諮りすることはありません。

一応報告それぞれ終わりということになります。

続きまして報告2号農地法第18条の第6項、規定による届け出の合意解約について、事務局説明の方お願いします。

係長

はい。

報告第2号、番号1 農地法第18条第6項の規定による合意解除の届け出について、賃貸人、住所川崎町大字川崎●●番地の1。氏名、●● 賃借人、住所、田川郡赤村大字内田●●番地、氏名、株式会社●●。土地の所在、大字田原字平原口地番●●番地目 田 地積 1,233㎡。契約期間、平成29年11月20日から令和9年11月19日までの10年間 権利の種類は、基盤強化促進法による利用権。解約理由としましては、耕作者の変更ということで、次は●●氏が耕作するとのことで、利用権の届け出が提出されています。以上です。

議長

はい。この件についてはこの報告だけでするのでお諮りすることはありません。

はい。

続きまして報告3号、令和6年度されていた活動の目標設定について事務局説明の方お願いいたします。

係長

はい。

すいません。議案書の方についてですね、令和6年度最適化活動

の目標の設定等についてちょっと不備がございましたので、一部冊子をつけさせていただいています。こちらの方を、ご確認いただければと思いますので、よろしいでしょうか。今日一部お配りしたのがあると思います。よろしいですか。

委
係
員
長

はい。
それでは、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、1、農業委員会の現在の体制。令和6年4月1日現在、1、農業委員会の現在の体制、任命委嘱年月日、令和5年7月20日、任期満了年月日、令和8年7月19日。
農業委員会の定数ですね、農業委員数、定数13が抜けてました。すいません。13の記入をお願いいたします。

委
係
員
長

はい。
実数13です。
認定農業者、3、認定農業者に準ずるもの、4、女性が2、40代以下2、中立委員1となっています。
農地利用最適化推進委員は、定数6、実数6、担当区域数が4で、安真木、川崎、田原、池尻という4地区になってます。
農家農地の概要といたしまして、総農家数298件、農業経営体数208。これは農林業センサスの方から持ってきた数字となっています。
農業者数については、基幹的農業従事者数188名、うち女性が64、40代以下7名となっています。
この基幹的農業従事者数というのは、主に農業をなりわいとして自営で農業をされている方の数ということです。専業農家ですね。農業でご飯を食べている方となります。
続きまして川崎全体の認定農業者数。6、基本構想水準達成者数。3、認定新規就農者1。農業参入法人3、集落営農、集落営農経営は、うち特定農業団体は0。集落経営組織は1です。集落営農組織というのは、木城・荒平営農組合のことですね。
ということになってます。
続きまして川崎の川崎町内の耕地面積、田んぼが404ha。畑、121ha、合計525haとなっています。次のページをご覧ください。
最適化活動の目標というところで、最適化活動の成果目標、
(1)農地の集積、①、現状及び課題というところで、まず現状、管内農地の面積。525㎡、先ほどの部分ですね、これまでの集積面積が121ha、集積率は23%となっています。
課題としましては、担い手等へ集積を進めているところではありますが、現状維持が精一杯の状況であり、計画通りには進んでいないのが課題となっています。
②目標、農地集積の目標年度6年度、今年度新規集積面積30ha。
今年度末の集積面積の累計は先ほど121haに30haを足して、151haとなっています。集積率は23%ですが、今年度末

の集積率、目標通りいけば 28.8%になる見込みであります。

次に（2）遊休農地の解消について。

①。現状及び課題です。

現状としまして、最近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況です。緑区分の農地が 15ha。黄色農地の区分が 31ha、合計 1 号遊休農地の面積は 46ha となっています。

課題としましては、農地所有者の高齢化により自作地が減少していますが、耕作条件があまり良くない農地が多いため、なかなか担い手が見つからないのが現状の課題だと思っています。

続きまして②、目標、既存遊休農地の解消というところで、a 緑区分の遊休農地の解消、令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積が 24.6ha でした。緑区分の遊休農地の解消目標面積は 4.9ha と定めているのは、下の※印のところにありますように、緑区の遊休農地の解消目標は、令和 3 年度の利用状況調査における、緑区分の遊休農地面積の 5 分の 1 の面積を記入ということになってますので、24.6ha を 5 で割った 4.9ha が遊休農地解消の目標となっています。

続きまして、B、黄色区分の遊休農地の解消について、令和 3 年度の利用状況調査における黄色区分の遊休農地は 0.4ha でした。黄色区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針というところで、ちょっと遠まわしの見方になるんですけども、一応、当該農地の移行状況を調査をもとに農林振興課と協議を行える土台となるものを策定していきたいということで、簡単に言えば、農地パトロール後の意向調査をもとにですね、うちだけじゃどうしてもなかなか良い回答が出せないなので、振興課の方と協議し合って、新規就農者支援事業とか、そういうものが企画できればということを考えてこういうふうな表現にさせていただいています。

続いて新規発生遊休農地の解消として、前年度に新規発生した緑区の遊休農地の解消目標面積が 5ha としています。これはもう去年と同じ数字にあわせています。

続きまして次のページお願いいたします。

新規参入者の促進、（3）新規参入者の促進、①現状及び課題というところで、現状は 3 年度の新規参入者 2 件、4 年度の新規参入者 0 件、R5 年度新規参入者 2 件となっています。

この 2 件というのはですね、全く農業新規ってということで 3 条です、農地を購入した香春町の●●さん、先ほどのところでですね。

それから、田川市のおばあちゃんから孫への贈与でいただいた●●さんですね。

その 2 件がここに挙がっています。

課題としましては、新規就農者が耕作しやすい農地が少ないのが課題ではないかと、農業委員会の方にも田んぼはないやろかと、いうふうなことで、お尋ねがありまして、農地パトロール後の集

計したのを見て確認してお話をするんですけど、どうしても貸せる農地が荒廃農地しかないということで、新規の人もこれを今から開墾するのかというふうな感じでですね、なかなか上手く結びつくことができない状況であります。

やっぱり耕すだけでいいというのは無いですね、皆さんが使われてる農地を人に貸すっていうふうにならないので、どうしても新規就農者が耕作しやすい農地が少ないのが課題というところでもあります。

②目標について、権利移動面積としまして3年度が30ha、4年度32ha、5年度20ha、平均27haとなっています。

これは利用権設定とかですね、3条なんかで権利が移動した㎡数となっています。

新規参入者への貸し付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積としましては、2.7haとしています。

目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上記入ということで、平均が27haですので、2.7haとしています。

2番、最適化活動の活動目標、推進員等が最適化活動を行う日数の目標としまして、1人当たり5日を見込んでますので、皆さんよろしくお願いいたします。

最適化活動を行う農業委員の数は13名、農地利用最適化推進委員の数は6名となっています。

それから(2)活動強化月間の設定目標としましては、活動強化月間の設定回数は2回としています。

これは7月から8月に遊休農地の解消、これが農地パトロールとかで町内全域を農業委員さん及び農地利用最適化推進員さんによる巡回調査を実施するということでの農地パトロールのことを書いています。

10月から1月について、これは農地の集積ということで、農地所有者への戸別訪問、意向調査を実施し、現在経営の農地集積をするというのは、農地パトロール後の意向調査をもとにすね、個別に今後の意向を確認して集積していきたいと思えます。

(3)新規参入相談会への参加目標。

新規参入相談会への参加回数は1回と予定していますが、まだ開催時期とか、どういう相談会があるかということ、調べていませんので開催時期等々については未定ということになっています。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりましたこの件についても報告するだけでございますので他のとかありませんが、皆さんがたからご意見等があれば、いただければいいかなと思えます。

一応それで報告事項は終わりたいと思えますが、いいですかね。

それじゃ、その他事務局お願いいたします。

係長 はい。

まず1点目ですがまず3月までのですね、活動記録を本日持っ

てこられてない方は、4月10日金曜までに必ず提出の方お願いいたします。

次に2点目、農業新聞と農業年金の加入推進の方をお願いいたします。

3点目に、お手元に1枚用紙を置いてますので確認して下さい。皆さんご存知と思いますが来年、令和7年4月から、農地の貸し借りの方法が変わります。以前、お配りした農家相談の手引き等で見られていると思いますが、今まで5月と11月に利用権の設定をしていたのが、通常の利用権の設定ではなく、農地中間管理機構を利用した農地の、貸し借り、もしくは3条での貸し借りっていう形になってきますので、皆さん方にも農家の方から、今後どうしたらいいんだろうかというような相談事があるかもしれないかもしれませんが、もうそうなった場合は、3条の方で貸し借りをするか、農地中間管理機構を利用した、貸し借りと言うことでお話をさせていただけたらと思います。

一つですね、このページ、用紙の方でちょっとまだ確認は取れない部分が1件あり、今まで農地中間管理機構を利用して賃貸借する場合は、通常は物納がなく現金だけのお支払いというふうなことでお聞きしたんですけども、ここが物納も可能になるというふうな話みたいですので、ここはまだちょっとクエッションマークになってます、すいません。

もしかしたら、物納もOKになるかもしれませんが、その時はまた、情報が入り次第連絡させていただきたいと思います。

それから次に、お手元に大きな封筒を一つお渡ししてます。

もう中島さんたちとか、先ほどお金を渡した人たちはもう大丈夫だと思います。総会の後にですね、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員さんはもう帰られましたけども、以上の方ちょっと残っていただいて、この間お話しした農業委員会が今まで去年からですね、積み立てたお金の方をお返ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長
●● 委員
係 長

他にないですか。

中間管理機構からの様式は届いていますか。

まだ届いていません。中間管理機構からきちんとした様式が届いたら正式に委員さんにもお渡しして説明します。

議 長

はい。

それとちょっと、一つ皆さん方もご存知だと思いますが、昨年の5月10日にですね福岡県農業士の認定書が交付されました。

その中でちょうど●●委員がですね、福岡県で女性初の農業士として認定されたということがトピックスで出ておりますのでご報告しておきます。他にありませんか。

係 長

お手元にカラーの用紙、令和6年5月3日（金曜日）かわさき春まつりが川崎町●●で9時30分、式典が10時よりありま

議

長

す。みなさまご参加ください。以上です。

ほかに何かありませんか。

(特になし)

ないようですので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。

次回の総会は5月10日金曜日13時30分からです。

時間を間違いないようにお願いいたします。

以上をもちまして、川崎町農業委員会4月総会を閉会いたします
どうもお疲れさまでございました。

閉会 14時45分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員 _____.

●●番委員 _____.

議 長 _____.